

競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区 [指定：平成24年7月、認定：平成25年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(2.3 + 2.0) / 2 = 2.2$

2.2

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

| 番号 | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|----|----------|--------|----|
| 1 | 就農人口 | -373% | 1 |
| 2 | 遊休農地面積 | -1280% | 1 |
| 3 | 周遊観光入込 | 69% | 3 |
| 4 | 人口の社会増減 | -795% | 1 |
| 5 | 交流人口 | 61% | 3 |
| 6 | エネルギー自給率 | 195% | 5 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 1 + 4 \times 0 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 3) / 6 = 2.3$

2.3

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

2.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(2.5 + 1.8) / 2 = 2.2$

2.2

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業(事項)

・農振法及び農地法に係る協議・許可等の効率化(概要)

・国との協議の結果、農振法及び農地法の手続きについて、内閣府・農水省・県・市の4者協議の場が設けられたことから、平成26年3月に12条公告がされ、農振除外が行われた。平成27年7月に農地転用許可を受け、効率的な運用がなされたが、平成28年1月に事業主体が破産手続きに入り当初計画が頓挫している。今後、関係機関と跡地利用に向けた調整が課題となる。

専門家による評価の平均値

2.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

—

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

1.8

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

1.5

・「(株)南アルプスプロデュース」の経営不振・営業停止が大きな影を投げかけている。そもそも規制の特例措置が破たんした「南アルプス完熟農園」建設用地の農振除外のみであり、同施設による果実の加工・販売と交流人口確保が当該計画の中心であったために、計画全体について成果を出せる状況にないのが現状である。特にこれまで好調であった周遊観光客も大幅な減少となっている。当初の計画は頓挫しており、根本的な再考が求められる。今後の新たな計画に期待したい。

・上記事業に依存していないエネルギー自給率は、非常に高い成果を見せており、高く評価したい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

1.5

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(2.2 + 2.2 + 1.5 \times 2) / 4 = 1.9$

1.9

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。